

入 札 説 明 書

令和2年3月9日千葉市公告第175号により公告した千葉市立新宿小学校外10校給食室冷暖房設備導入に係る設計施工支援業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市立新宿小学校外10校給食室冷暖房設備導入に係る設計施工支援業務委託

(2) 契約概要

仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市中央区新宿2丁目15番1号外10か所

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和2年8月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

なお、本業務を受託したものは、公告第174号「千葉市立新宿小学校外10校給食室冷暖房設備賃貸借」を受注することはできない。(下請負を含む)

(1) 平成30・31年度千葉市委託等入札参加資格者名簿または千葉市測量・コンサルタントの審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 以下の実績を有する者。

国又は地方公共団体と、以下のいずれかの業務を含む事業の契約を締結し、平成27年4月1日から令和2年3月9日までに誠実に履行を完了した実績を有する者。(契約書及び仕様

書など履行実績が確認できる書類の写しを提出すること。)

- ・ 冷暖房設備（空調設備）または空調設備を含む工事等における事業者選定支援業務
- ・ 冷暖房設備（空調設備）または空調設備を含む工事等における質疑回答支援業務

(4) 別紙「技術者配置予定申告書」(様式第3号)の提出ができる者。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日から令和2年3月16日まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで。)
- (2) 提出場所 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 確認通知 令和2年3月18日までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 質問回答等

(1) 委託の仕様に関する質問

ア 質問方法

令和2年3月23日までに、後記9の契約事務担当課宛、別紙質問書を電子メールにて提出すること。

イ 回答方法

期間内に受理したすべての質問内容及び回答を全入札参加者に令和2年3月26日までに電子メールで回答する。

(2) その他、申請書類の提出・入札手続等に関する質問

執務時間内において、随時、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和2年3月30日(月) 午前10時00分

場 所 千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課入札室(千葉ポートサイドタワー
12階)

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件委託にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に別紙委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

電話 043-245-5945

電子メール hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp